7　貨物流通事業適正化推進官は、倉庫業その他の貨物流通事業課の所掌に係る事業に関する業務の適正化に関する事務（トラック事業適正化対策室及びトラック輸送パートナーシップ推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送（本邦と外国との間の貨物の輸送であって、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官）

第八十八条　（略）

2～4　（略）

5　自動車脱炭素化推進官は、命を受けて、自動車に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する事務（車両基準・国際課、審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。）で特定事項に関するものをつかさどる。

（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）

第九十条　（略）

2～5　（略）

6　地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　自家用自動車の使用に関すること（貨物流通事業課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。

7・8　（略）

第九十一条　削除

（環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定調整官）

第九十二条　（略）

2　環境基準室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

3　（略）

4　国際業務室は、物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務（物流政策課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5・6　（略）

（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）

第九十三条　（略）

2～9　（略）

2　トラック事業適正化対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業に係る業務の適正化に関すること（トラック輸送パートナーシップ推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　自家用貨物自動車の使用に関すること。

3　トラック事業適正化対策室に、室長を置く。

4　トラック輸送パートナーシップ推進官は、道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業に係る事業者と荷主との間の取引の適正化の推進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定調整官）

第九十二条　（略）

2　環境基準室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

3　（略）

4　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5・6　（略）

（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）

第九十三条　（略）

2～9　（略）